

第58回清掃運動実施要領

主 催 富士宮市

協 力 富士宮市環境衛生自治推進協会・富士宮市環境
美化推進委員連絡会・富士宮建設業協同組合・
富士宮清掃(株)・(有)芝川清掃

1 目 的

「私たちの住む地域の環境美化は私たちで」の精神の下、
環境美化宣言都市（美^{うつくしてい}city富士宮）からごみを一掃することを
目的とする。

2 期 間

令和4年4月16日（土）から20日（水）までの5日間
で、4月17日（第3日曜日）を重点日とし、この日を中心に
地域で一斉清掃を行う。

○雨天の場合

清掃運動重点日は、雨天でも清掃センターでごみ及び土砂
の受け入れを行います。作業の中止又は延期の判断は、各区
で決定してください。なお、作業を中止又は延期をする区は
清掃本部（090-9184-6878）にご連絡くださ
い。

○延期する場合

清掃運動実施期間外に、清掃センターへ搬入を希望する場合
は、必ず生活環境課（0544-22-1137）へご連絡く
ださい。

3 清掃センターへの搬入について

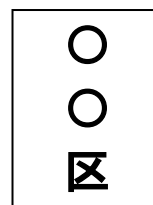
(1) 搬入時間

	ごみ	土砂
16 (土)	8:30~12:00	受け入れしません
17 (日) 重点日	8:00~12:00	8:00~12:00
18 (月)	8:30~12:00 13:00~15:00	受け入れしません
19 (火)		
20 (水)		

※重点日以外の清掃運動で出た土砂については、必ず生活環境課（0544-22-1137）へご連絡ください。

(2) ごみの搬入について

①搬入する際は、運搬車両のフロントガラスの左上部分に、必ず区名の表示をしてください。



②ごみは、可燃物、不燃物、粗大ごみ、かん、びん、ペットボトル、水銀使用製品（蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計等）に分別してください。

テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンを、発見した場合は、清掃センターでは処理できませんので、生活環境課まで報告してください。

③下記の処理困難物は、清掃センターの処理施設前の広場で分別してください。

廃油・塗料・農薬、ガスボンベ、建築廃材、機械部品、
消火器、農機具、自動車部品、タイヤ、バッテリー、バイク
アスベストを含むもの（珪藻土マットなど）、フロンを含むもの
（除湿器など）、ウッドデッキ

※清掃運動で回収した処理困難物に限ります。

(3) 土砂の搬入について

- ①道路側溝や河川、用水路などから出る土砂は、混入されているごみを必ず分別してから清掃センターに搬入してください（草・枝・藻も含む）。
- ②コンクリート殻、ブロック、石等の処理困難物は、指定した場所に降ろしてください。
- ③土砂は、袋に入れずにそのまま搬入してください。

※清掃運動期間中は、清掃センター内が大変混雑します。
そのため、運搬車両への随行はご遠慮ください。

4 用水路断水期間

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| ① 渋沢用水路 | 4月11日（月）午前9時断水開始
18日（月）午前9時通水開始 |
| ② 西新堀用水路 | 4月11日（月）午前9時断水開始
18日（月）午前9時通水開始 |
| ③ 淀師新堀用水路 | 4月11日（月）午前9時断水開始
18日（月）午前9時通水開始 |
| ④ 野中用水路 | 4月15日（金）午前9時断水開始
18日（月）午前9時通水開始 |
| ⑤ 黒田用水路 | 4月15日（金）午前9時断水開始
18日（月）午前9時通水開始 |

※断水期間の火災予防にご協力をお願いします。

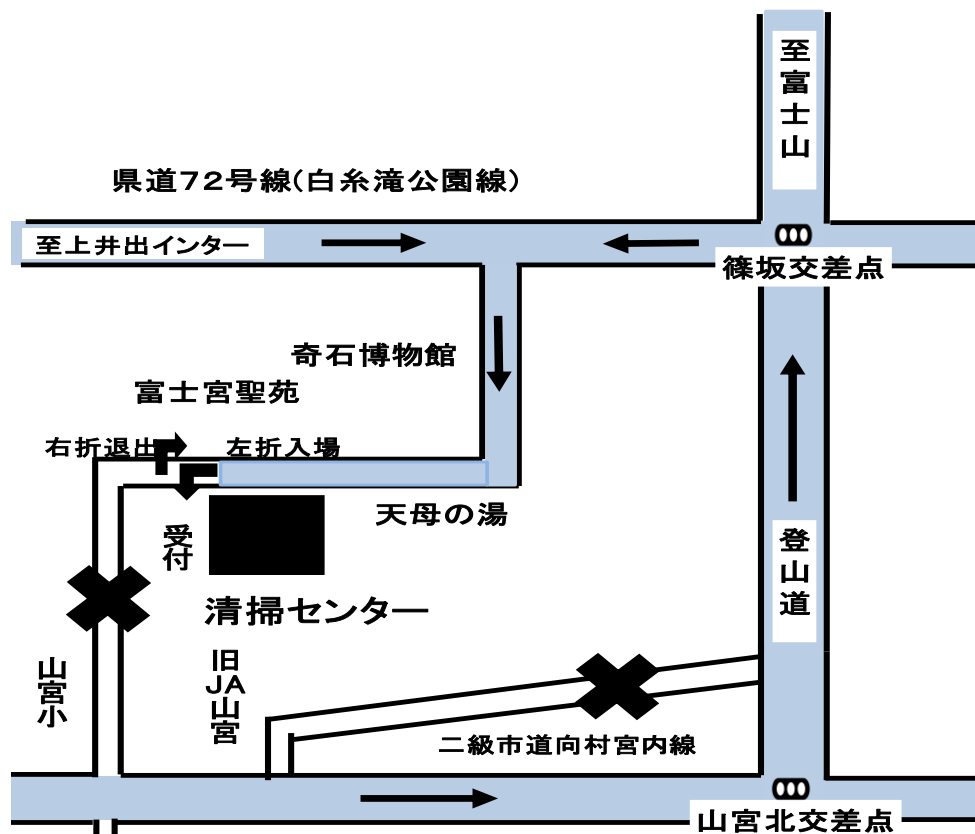
5 新型コロナウイルス感染症対策

実施に際して、手洗い、うがいの励行やマスクの着用、大人数での長時間の作業を避けるなど、感染防止対策に留意してください。

6 清掃運動活動中のけがについて

清掃運動活動中に起きたけがにつきましては「富士宮市市民活動災害補償制度」の対象となります。けがをした方がいましたら、区長様を通じて生活環境課へご連絡ください。

清掃センター 案内図



県道72号線（白糸滝公園線）をご利用ください。

なお、下記区間の通行はご遠慮願います。

- (1) 山宮小学校脇（天母道）から清掃センターまでの区間
- (2) 旧JA富士宮山宮支店から山宮浅間神社までの区間

連絡先

富士宮市 環境部 生活環境課（清掃運動本部）

電話：0544-22-1137

090-9184-6878（4月16日～4月20日のみ）

FAX：0544-22-1207

メール：kankyo@city.fujinomiya.lg.jp